久留米小郡都市計画 地区計画の変更(小郡市決定)(案)

都市計画 筑後小郡インターチェンジ地区地区計画を次のように変更する。

名	ž	称	筑後小郡インターチェンジ地区地区計画				
凢	立	置	小郡市	市大字山隈、大字上岩田及び大字井	上の各一部		
Ī	面	積	約 28. 9ha				
地区計画の目標			本地区は、大分自動車道筑後小郡インターチェンジに隣接し、主要地方道久留米筑紫野線、一般県道本郷基山線及び国道500号等の幹線道路が配置されている交通利便性の高い地区である。 小郡市都市計画マスタープランにおいて、「人口減少・少子高齢化が著しく、集落地においては甘木鉄道甘木線の各駅を中心とした集落活力の再生を目指すとともに、さらなる交通・生活利便性の向上、交流人口の拡大を図るため、筑後小郡インターチェンジを生かし、農業と各種産業が調和したまちづくりを目指します。」及びまちづくり構想では、筑後小郡インターチェンジ周辺は「新たな魅力創出ゾーンとして、主要地方道久留米筑紫野線西側では、生活利便性の向上、交流人口の拡大を図るため、新駅を設置するとともに、住宅開発を誘導し、交通利便性を生かした持続可能なまちづくりに向け、新たな魅力創出を推進するため、広域からの誘客も可能な商業施設の誘致を図ります」と位置付けている。 以上の状況を踏まえ、周辺の営農環境に配慮しながら、上記目標の達成に向け具体的な事業計画を検討する中で、新たなまちづくりが必要と判断し、企業誘致による雇用創出及び地域の定住、関係人口の				
区域の整備・開発及び日	土地利用の方針		増加、人口流出の抑制など地域へもたらす多様な波及効果を図ることを目的としている。 本地区は、広域交通網の結節点である筑後小郡インターチェンジを活かした総合的流通業務の集積、定住人口の増加を図る土地利用な商業施設を適正に誘導し、周辺環境と調和した土地利用を図る。 1 A地区 本地区は、筑後小郡インターチェンジに隣接し、新たな魅力創出に向けて広域からの誘客も可能な生活利便施設(大規模集客施設)を誘導し、健全で快適な魅力ある商業環境の形成を図る。 2 B地区				
保全に関する方針			本地区は広域交通網の結節点である筑後小郡インターチェンジを活かした総合的流通業務の集積を図る。 3 C地区 本地区は、広域交通網としての筑後小郡インターチェンジ施設の維持、管理を図る。 4 D地区 本地区は住宅地として、良好な居住空間を維持するため建築物の用途、規模、配置等に留意して「安全・安心・快適に暮らせる」住環境の形成を図る。				
	地区施設の整備方針						
	建築物等の整備の方針		地区計画の目標及び土地利用方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、容積率の 最高限度、建厳率の最高限度、建築物の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定めることによ り、地区の景観や周辺環境に配慮した建築物が建築されるように誘導する。なお、A地区については、誘 導する商業施設等に供する部分の床面積の合計は17,000 ㎡以内とする。				
地区整	地区	地区の 名称	A地区	B地区	C地区	D地区	
整備計画	地区の区分	地区の面積	約 9. 6ha	約 17. 9ha	約 1. 3ha	約 0. 1ha	

 ı				
地		地区施設の名称、規模		
区	1 号道路:幅員 12m 延長約 170	Om 2 号道路:幅員 10m 延長約	5 125m	
施	3 号道路:幅員 10m 延長約 201	m 4 号道路:幅員 6m 延長約	约 178m	
設の	5 号道路:幅員 10m 延長約 146	im 6 号道路:幅員 10m 延長約	5 360m	
配	7 号道路:幅員 10m 延長約 870)m 8 号道路:幅員 4m 延長約	约 20m	
置	9 号道路:幅員 4m 延長約 340	0m 10 号道路:幅員 2m 延長約	5 100m	
及	1号緑化ゾーン:幅員=3m 延長	長=約 1100m 2 号緑化ゾーン:	幅員=3m 延長=約	约 528m
び	3 号緑化ゾーン:幅員=3m 延長	長=約 460m 4 号緑化ゾーン	: 幅員=3m 延長=	約 417m
規	5 号緑化ゾーン:幅員=3m 延長	長=約 225m 6 号緑化ゾーン	: 幅員=3m 延長=	約 237m
模	7 号緑化ゾーン:幅員=3m 延長	長=約 611m 8 号緑化ゾーン	: 幅員=3m 延長=	約 369m
	9 号緑化ゾーン:幅員=3m 延長	長=約 458m 10 号緑化ゾーン	: 幅員=3m 延長=	=約 550m
	(ただし、緑化ゾーン内に歩行	者及び自動車の出入口を築造するこ	とを妨げない。)	,
	地区内に建築できる建築物	地区内に建築できる建築物	地区内に建築	地区内に建築
	は、次に掲げるものとする。	は、次に掲げるものとする。	できる建築物	できる建築物は、
	1 店舗、飲食店その他これ	1 倉庫	は、筑後小郡イ	次に掲げるもの
	らに類する用途に供する部分	2 工場(建築基準法(昭和	ンターチェンジ	とする。
7-11. 7-11.	 の床面積の合計が 17,000 ㎡以	 25 年法律第 201 号。以下「法」	の施設に関する	1 住宅(長屋を
建築物等に関する事項建築物等の用途の制限	内のもの(風俗営業等の規制	という。)別表第2(る)項第	ものとする。	除く。)
物 等	及び業務の適正化等に関する	1号に掲げるものを除く)	1 事務所	2 美術品又は
に関用				工芸品を製作す
する。途の	法律第2条第1項各号及び同	3 危険物の貯蔵又は処理に供	2 自動車車庫	るためのアトリ
事 制 項 限	条第6項各号に規定する営業	するもので施行令第 130 条の 9	3 前各号の建	エ又は工房(原動
	を営む施設は除く。)	第1項の表準工業地域欄に定め	築物に附属する	機を使用する場
	2 工場(建築基準法(昭和	る危険物の数量を超えないもの	もの(令第130条 の5の5で定め	合にあっては、そ
	25 年法律第 201 号。以下	(第一石油類、アルコール類、	る建築物を除	の出力の合計が
	「法」という。) 別表第2	第二石油類、第三石油類及び第	<.)	0.75 k W 以下の
	(る) 項第1号に掲げるもの	四石油類並びに消防法(昭和 23	\ 0,7	ものに限る。)
	を除く。)	年法律第186号)別表第1の備		3 農産物の生
	3 危険物の貯蔵又は処理に	考7に規定する引火性固体及び		産、集荷、処理又
	供するもので施行令第 130 条	同表備考 17 に規定する動植物		は貯蔵に供する
				もの(令第 130 条の9の3で定
	の9第1項の表重工業地域の	油類を除く。)		めるものを除
	欄に定める危険物の数量を超	4 前各号の建築物に附属する		(°)
	えないもの	もの		4 農業の生産
	4 倉庫			資材の貯蔵に供
	5 前各号の建築物に附属す			するもの
	るもの			5 前各号の建
				築物に附属する
				もの(令第 130 条
				の5で定めるも
				のを除く。)
建築物の高さの最高限	度 15m	25 m		12m
		1		1

建蔽率の最高限度	限度 60%					
建築物の敷地面積の最低限度	_	200 m²				
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は3m以上とする。		建築物の外壁 又はこれに代わ			
		_	る柱の面から道			
			路及び隣地境界			
			線までの距離は			
			1m 以上とする。			
建築物等の形	建築物等の形 1.建築物の形態及び意匠は、次のとおり周辺環境との調和に配慮したものとする。					
態又は意匠の	(1) 建築物の外壁基調色の色彩は、彩度 4.0 以下とする。 屋根の色彩は、有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0					
制限	以下と					
	し、無彩色の明度は、7.5以下とする。					
	2. 屋外広告物の形態及び意匠は、以下のとおり周辺環境との調和に配慮したものとする。					
	(1)自己の用に供するもののみ掲出することとする。					
	(2)屋上利用広告物は、設置又は表示しないこととする。					
	(3)一敷地における床面積 500 ㎡未満の建築物については、壁面表示面積の合計は、50 ㎡以下とし、					
	積 500 ㎡以上 10,000 ㎡未満の建築物については 100 ㎡以下とする。ただし、一敷地における床面積 10,000					
	m ³ 以上の建築物については、壁面面積の合計の 1 /10 以下とする。					
	(4) 壁面利用広告物は、表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50m以下とし、表示					
	積の $1/3$ を超えて彩度 6.0 (青系は彩度 4)を超える色彩を使用する場合は、 $1/5$ 以下かつ $25\mathrm{m}$ 以)					
	する。ただし、表示する建築物の壁面の垂直投影面積が 500 m²を超えるものについては、垂直投影面積の					
	1/10以下とし、彩度 6.0 (青系は彩度 4) を超える色彩を使用する場合は、表示面積の 1/3以下と					
	(5)地上に設置する広告物は、高さ10m以下(広告板については、高さ5m以下)とし、表示面積(
	10 ㎡以下とする。ただし、表示面積の1/3を超えて、彩度6.0(青系は彩度4)を超える色彩を使					
る場合は、5 m²以下とする。						
	(6)地色については、周辺環境、建築物等と類似又は調和するもの	とする。				
	(7)動光、点滅照明その他これらに類するものは、設置しないこと	とする。				
(8)反射効果のあるものは、表示又は設置しないこととする。						
	(9)電光表示装置を用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないこととする。 (10)屋根のみの建築物(キャノピー等)において、表示面積が5㎡以内のものについては、上記(4)の隙 りでない。					
垣又は柵の構造の制限	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣、透視可能なフェンス等とする。ただし、周辺環境に配慮する					
	音壁等は除く。					
ı						

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由書

別紙のとおり

変 更 理 由 書 (案)

本地区は、大分自動車道筑後小郡インターチェンジを活かした工業及び流通機能の集積を図ることを目標に平成29年3月に本地区計画を決定しました。令和2年7月には、隣接する面積約12.6haの区域を追加、変更し、令和4年1月には、具体的な事業計画を検討する中で新たなまちづくりが必要と判断し、地区施設に位置付けた公園を一部変更をしました。さらに、令和5年11月には、交通利便性を生かした持続可能なまちづくりに向け、広域からの誘客も可能な商業施設の誘致するため地区計画の変更をしました。

第2次小郡市都市計画マスタープランには「人口減少・少子高齢化が著しく、集落地においては甘木 鉄道甘木線の各駅を中心とした集落活力の再生を目指すとともに、さらなる交通・生活利便性の向上、 交流人口の拡大を図るため、筑後小郡インターチェンジを生かし、農業と各種産業が調和したまちづく りを目指します。」と位置付けています。

また、筑後小郡インターチェンジ周辺のまちづくり構想では「新たな魅力創出ゾーンとして、主要地 方道久留米筑紫野線西側では、生活利便性の向上、交流人口の拡大を図るため、新駅の設置を検討する とともに、交通利便性を生かした持続可能なまちづくりに向け、広域からの誘客も可能な商業施設の誘 致を図ります。」と位置付けています。

今回の変更は、上記目標の達成に向け具体的な事業計画を検討した結果、事業規模の拡大が必要と判断し、当地区の産業系の土地利用の促進を図るため、地区計画の変更を行います。